

# 川内南中学校いじめ防止基本方針

## 【学校教育目標】

夢かなえる 力はくむ 心豊かな生徒の育成 <キャッチフレーズ> ~めざせ! 魁(さき)!!~

### 【家庭・地域との連携】

- ・PTA
- ・親会、学級会、運営会
- ・自治会長
- ・児童生徒委員会
- ・隣住人・水利地区会議
- ・隣住人各少年育成部
- ・南郷地区青少年育成会

### 【川内南中学校いじめ対策委員会】

(学校が総合的にいじめ問題に取り組むにあたって中核となる機関)

- ① 学校基本方針に基づく、いじめ問題への取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証、発表の中枢としての役割
- ② いじめの相談・情報の窓口としての役割
- ③ いじめの相談に係る機関や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行なう役割
- ④ いじめの情報があった時には、緊急会議を開き、迅速な情報を共有し、関係生徒への対応を実施する役割

【田嶋博(会長) 沢山(副会長) 神田(上野原副会長) 関根(北郷副会長) 関根(南郷副会長)

### 【関係機関等との連携】

- ・越後川内市教育委員会
- ・S.C. BSW
- ・心の数葉認定員
- ・隣住人会
- ・越後川内市警察署
- ・市企划子育て支援課
- ・児童相談所
- ・人権擁護委員
- ・医療機関(心療内科等)
- ・川内市役所

### (1) 学校組織方針

- ① 人間尊重の精神に立った生徒理解の心の醸成する教諭
- ② 人権尊重教育の実現に立ち、一人一人を大切にする教育
- ③ 全教諭活動において生徒の自己肯定感を育む教育

- (2) 教育の重点
- ① 価値ある心の育成(道徳教育、生徒指導の充実、学校行事、部活動等)
- ② 人権教育、特別支援教育の充実
- ③ 確かな学力の定着

### (2) 生徒主体の活動

- ① 生徒会会長 「5つのゼロ」(いじめ・遅刻・ごみ・非行・事故)
- ② 生徒会活動(定期運動、委員会活動、学校行事、集会活動)

### (3) 自己表現力を育む学習づくり

- ① 対話の日の設定(「よき言葉を育む日」)

### 【いじめの防止】

- (1) 校園の日常活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、生徒の尊厳がな構築や道徳心、自分の存在と他人の存在を尊重し、お互いの人格を尊重し合える環境など、心の違う人間関係を構築する能力の培養を図り推進する。
- (2) いじめの原因にあるストレス等の要因に着目し、その改善を回り、ストレスに適切に対処できる力を育む取組を推進する。
- (3) 安全改修の観点から、全ての生徒が安心でき自己有用感や充実感を感じらるる学校生活の整備づくりに努める。
- (4) いじめ問題への取組の重要性について保護者はもちろん地域住民に認識を広め、地場・家庭ヒーとなつて取組を推進するための啓発と協賛を推進する。

### 【いじめの早期発見】

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、ふれ合いを避けて行われたりするなど、大人が、付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、さまいな方法であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から正確に察知をもち、いじめを防ぐべき取組をしたり情報化したりすることなく積極的に認知する取組に努める。
- (2) いじめの早期発見のため、毎月1回以上のアンケート調査や教育相談の実施、電話相談等の周知等により、生徒がいじめを感じや打合削除を訴えるとともに、接続や家庭と連携して生徒を厚生する連携作りに努める。

### 【いじめへの対応】

- (1) 保護者は平素より、いじめを把握した場合の対応の在り方について理解を深めておく。また、学校における総合的な対応を可視化するような体制整備を確立しておく。
- (2) いじめに対する認識として、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で担当します。速やかに組織的に対応し、発達生徒を守り育むとともに、初歩生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を期待して、教育的立場の下、誠然とした態度で接する。また、これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### 【地域や家庭との連携】

- (1) いじめに関する学校の基本姿勢、全職員で対応していくことを家庭や地域に十分理解してもらう機会をもつ。
- (2) 学校は、「いじめられている生徒を絶対に守る」「加害者に對しては、状況に応じて懲戒、出席停止の措置を講じる」とことなど、学校としての姿勢とした方針を明確にしていく機会をもつ。
- (3) フラスコや地域の調査団体と協議の場をもつ。(学校関係者は評議会委員会・地区コミの活用)
- (4) 学校と地域、家庭が協働的に連携・連絡を外側を標準とする。

【年間計画】 年始から、学校と家庭機関との連携的な活動を回るよう努める。

### 【年間計画】

月	行事等	計画及び評価	実施担当課等	主な目的・効果	主な実行者	期日	監督評議会
4	いじめ問題 対策実行会議	平成21年4月の定期評議会	平成21年4月評議会(108)	解説(小)→定期評議会 報告書の提出 評議会の実施	各班による定期評議会 各班による定期評議会	定期評議会 定期評議会の実施	定期評議会実施 定期評議会の実施
5	新規行	新規登校のための取扱い	平成21年5月の定期評議会	新規登校のための取扱い 新規登校のための取扱い	新規登校のための取扱い 新規登校のための取扱い	定期評議会 定期評議会	定期評議会 定期評議会
6	定期評議会	平成21年6月の定期評議会	平成21年6月定期評議会	定期評議会の実施	各班による定期評議会	定期評議会	定期評議会
7	定期評議会	平成21年7月の定期評議会	平成21年7月定期評議会	定期評議会の実施	各班による定期評議会	定期評議会	定期評議会
8	定期評議会	平成21年8月の定期評議会	平成21年8月定期評議会	定期評議会の実施	各班による定期評議会	定期評議会	定期評議会
9	定期評議会	平成21年9月の定期評議会	平成21年9月定期評議会	定期評議会の実施 一学期の終業	各班による定期評議会 各班による定期評議会	定期評議会 定期評議会	定期評議会 定期評議会
10	定期評議会	平成21年10月の定期評議会	平成21年10月定期評議会	定期評議会の実施	各班による定期評議会	定期評議会	定期評議会
11	定期評議会	平成21年11月の定期評議会	平成21年11月定期評議会	定期評議会の実施	各班による定期評議会	定期評議会	定期評議会
12	定期評議会	平成21年12月の定期評議会	平成21年12月定期評議会	定期評議会の実施	各班による定期評議会	定期評議会	定期評議会
1	定期評議会	平成22年1月の定期評議会	平成22年1月定期評議会	定期評議会の実施	各班による定期評議会	定期評議会	定期評議会
2	定期評議会	平成22年2月の定期評議会	平成22年2月定期評議会	定期評議会の実施	各班による定期評議会	定期評議会	定期評議会
3	定期評議会	平成22年3月の定期評議会	平成22年3月定期評議会	定期評議会の実施	各班による定期評議会	定期評議会	定期評議会